横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をこ こに公布する。

令和4年6月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例第25号

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例

横浜市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年12月横浜市条例 第65号)の一部を次のように改正する。

第 12 条 を 第 13 条 と し 、 第 11 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(横浜市営交通経営審議会)

- 第 12 条 交通事業の経営に関し必要な事項について調査審議し、答 申し、又は意見を具申するため、法第14条の規定に基づき、管理 者の附属機関として、横浜市営交通経営審議会(以下「審議会」 という。)を置く。
- 審議会は、管理者が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるた め必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる 委員を置くことができる。
- 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要 な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。